

議案第89号

大阪市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによる。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第4条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している地域活動支援センターが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準）

第80条 都道府県は、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条及び第82条第2項において同じ。）、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 - 3 省 略